

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	被災者台帳作成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡上市長は、被災者台帳作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

郡上市長

公表日

令和6年5月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者台帳作成に関する事務
②事務の概要	<p>本業務は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき、災害が発生した場合において、災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために台帳を作成するものである。</p> <p>また、本業務は、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、各情報保有機関と中間サーバー、情報共有ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>なお、本事務は専用の情報システムの構築はしておらず、エクセル等を利用して、被災者台帳を作成することとしている。</p> <p>※大規模災害発生時に被災者台帳を作成するため、経常的に特定個人情報を含む個人情報は取り扱っていない。</p>
③システムの名称	被災者台帳
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第1 54
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 72
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 総務課
②所属長の役職名	総務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郡上市 総務部 総務課 〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 連絡先 0575-67-1121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郡上市 総務部 総務課 〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 連絡先 0575-67-1121

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	I 関連情報－4－①	未定	実施する	事後	
平成28年9月30日	I 関連情報－4－②		番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 56の2	事後	
令和1年5月29日	I 関連情報－5－②		総務課長	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正による(課長氏名を削除)
令和1年5月29日	I 関連情報－6	－	なし	事後	
令和1年5月29日	IVリスク対策		リスク対策についての記述を追加	事後	特定個人情報保護評価指針の一部改正による
令和3年5月6日	I 関連情報－1－②	本業務は、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)に基づき、災害が発生した場合において、住基情報、課税情報等を基に被災者台帳を作成し、その後の被災者支援や罹災証明の発行に活用する。	<p>本業務は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき、災害が発生した場合において、災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために台帳を作成するものである。</p> <p>また、本業務は、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、各情報保有機関と中間サーバー、情報共有ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>なお、本事務は専用の情報システムの構築はしておらず、エクセル等を利用して、被災者台帳を作成することとしている。</p> <p>※大規模災害発生時に被災者台帳を作成するため、経常的に特定個人情報を含む個人情報は取り扱っていない。</p>	事後	記載内容の見直しによる
令和3年5月6日	I 関連情報－1－③	被災者支援システム	被災者台帳	事後	記載内容の見直しによる
令和3年5月6日	I 関連情報－2	被災者支援システムファイル	被災者台帳	事後	記載内容の見直しによる
令和3年8月2日	I 関連情報－4－②	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第136の2	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第154	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による
令和3年8月2日	I 関連情報－4－②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 56の2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 72	事前	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による